

## 町公式ホームページ

問い合わせ ▶ 総合政策課 企画政策係 ☎232-2112

町公式ホームページでは、町からのお知らせや住民生活に役立つ各種情報をインターネットを通じて広く町民の皆さんにお届けしています。

### 主な内容

- ・ 転入転出などの異動手続きに関すること
- ・ ゴミカレンダー、健康カレンダー、行事カレンダーなどの各種日程に関すること
- ・ 町の文化財
- ・ 広報紙
- ・ 電子申請 など

### 菊陽町公式ホームページのURL

<http://www.town.kikuyo.lg.jp/>

### 菊陽町役場（代表）のメールアドレス

[sogoseisaku@town.kikuyo.lg.jp](mailto:sogoseisaku@town.kikuyo.lg.jp)

## 情報公開

問い合わせ ▶ 総務課 総務法制係 ☎232-2111

町が保有する行政文書を請求に応じて開示することで、公正で開かれた町政の発展を目指しています。

### 対象となる行政文書

町の職員が職務上作成し、または取得した文書や図画・磁気テープなどの電磁的記録で、町が組織的に用いるために保有しているものです。

### 請求できる人

町内に住んでいる人や町内に勤務している人、町内に在学している人、町内に事務所や事業所がある人などです。

### 請求方法

所定の請求書に必要事項を記入して、総務課窓口へ提出してください。

## 個人情報保護

問い合わせ ▶ 総務課  
総務法制係 ☎232-2111

個人の権利利益の保護を目的に、個人情報の適正な取り扱いに関する基本的な事項を定めるとともに、自己情報の開示や訂正を求める権利を保障しています。

## 対象となる個人情報

特定の個人が識別され、または識別することができる情報です。

## 請求できる人

町内に住所があるなしにかかわらず、町において自己に関する個人情報の取り扱いがなされている人です。

## 請求方法

所定の請求書に必要事項を記入して、総務課窓口へ提出してください。

## 議 会

問い合わせ ▶ 議会事務局 ☎232-4919

町議会は、町の意思を決定する機関として、町民から選ばれた議員（定数18人・任期4年）で構成され、条例や予算などを審議・決定しています。

年に4回開かれる定例会（3月・6月・9月・12月）と、必要に応じて開かれる臨時会があります。

## 請願・陳情の提出

請願書・陳情書はどなたでも議会に提出できます。趣旨・提出年月日・提出者の住所・氏名を記載し、押印のうえ提出してください。請願書には紹介議員が必要です。

## 議会の傍聴

本会議はいつでも傍聴できます。1階の町民課前でも本会議の様子を放映しています。団体傍聴は、あらかじめ議会事務局へご連絡ください。個人の場合は、当日、傍聴人受付簿に住所・氏名などを記載し、傍聴してください。傍聴では、喫煙・雑談・拍手・ヤジなどは禁じられています。

## 会議録の閲覧

本会議の会議録の閲覧を希望する人には、議会事務局、西部支所（光の森町民センター内）、中央公民館、西部町民センター、三里木町民センター、東部町民センター、南部町民センター、武蔵ヶ丘コミュニティセンター、ふれあいの森研修センター、菊陽町図書館に会議録を備えています。

町のホームページには、過去5年分が掲載されています。

選挙時には「投票所入場券」を郵送しますので、その入場券を持参し、入場券に記載してある投票所で投票してください。

(入場券を忘れても、紛失しても投票できますので、投票所にお越しください)

**選挙人名簿**

選挙権があっても、選挙人名簿に登録されていない人は、選挙のときに投票できません。選挙人名簿には、菊陽町内に3カ月以上住所を有する満18歳以上の人が登録されます。

**期日前投票**

旅行や仕事などの理由で、投票日に投票所に行けない人は、あらかじめ「期日前投票」ができます。「期日前投票」の受付期間は告示日(公示日)の翌日から投票日前日までです。受付場所・時間などは、「選挙のお知らせ」または「広報きくよう」などでお知らせします。

※選挙当日に満18歳になり選挙権があっても、期日前投票を行おうとする日にまだ選挙権がない人は、期日前投票を行うことはできません。この場合は、不在者投票を行うことになります。

**不在者投票**

●他選挙管理委員会投票

旅行や仕事などの理由で投票できない人で、菊陽町以外の選挙管理委員会へ投票に行ける人は、そこで不在者投票をすることができます(あらかじめ菊陽町選挙管理委員会へ不在者投票の手続きが必要となります)。

●施設投票

指定された病院や老人ホームなど(不在者投票指定施設)に入院または入所中の人は、その施設内で投票ができます。

●郵便等による不在者投票

身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの人で次の要件に当てはまる人、または介護保険被保険者証「要介護5」の人は、自宅での投票ができます。事前に「郵便投票証明書」の交付を受ける必要がありますので、早めに選挙管理委員会にご連絡ください。

<p><b>身体障害者手帳 をお持ちの人</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両下肢、体幹、移動機能の障がいの程度が1級または2級の人</li> <li>・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が1級または3級の人</li> <li>・免疫、肝臓の障がいの程度が1級から3級の人</li> </ul>
<p><b>戦傷病者手帳を お持ちの人</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両下肢、体幹の障がいの程度が特別項症から第2項症までの人</li> <li>・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がいの程度が特別項症から第3項症までの人</li> </ul>

**代理投票・点字投票**

身体の障がいなどで自書できない人は、投票管理者に申し出ることで代理投票ができます。同様に、目の不自由な人は点字投票ができます。

## 出前講座

問い合わせ ▶ 教育委員会生涯学習課 ☎232-4917  
(中央公民館内)

町が行っている仕事の中で、町民の皆さんが「聞きたい・知りたい・学びたい」内容を出前講座メニューの中から選んでください。町の職員などが講師になり、地域や学校などに出向いて行政の取り組みや事業・施策についてお話や説明をします。

### 受講できる人

町内に住んでいる人や勤めている人、在学している5人以上の団体やグループです。地域や学校、子ども会、婦人会、育児サークル、PTA活動などご利用ください。

### 申込方法

規定の申込書を生涯学習課に提出してください。申込書は生涯学習課の他、各公共施設に準備しています。町ホームページからもダウンロードできます。

### 出前講座メニュー

No	講座名	No	講座名
1	不審者対策講座	16	認知症について知ろう
2	防犯講座	17	ごみの減量とリサイクル
3	防災について	18	国民年金のはなし
4	男女共同参画の現状と課題	19	明日の農業を考える
5	これからの児童館活動	20	未来を築くまちづくり
6	楽しい子育て	21	都市計画制度のはなし
7	消費者問題出前講座	22	菊陽町の下水道
8	町の財政状況	23	町の商工業について
9	身近な税金	24	生涯学習のススメ
10	人権ってなんだろう	25	菊陽町の歴史を探る
11	健康なくらし講座	26	軽運動教室
12	国民健康保険制度	27	ニュースポーツ紹介と体験
13	後期高齢者医療制度	28	選挙のしくみ
14	子ども医療費助成制度	29	マイナンバー制度について
15	介護保険制度と高齢者福祉サービス		

※次の出前講座の申し込みは、次の団体に直接お申し込みください。

No	講座名	団体名	申込連絡先
1	地域福祉講座	菊陽町社会福祉協議会	事務局 ☎096-232-3593
2	土地改良区をご存じですか	おおきく土地改良区	総務課 ☎096-293-6851
3	救命講座	菊池南消防署	救急課 ☎096-232-9331
4	防火講座	菊池南消防署	消防課 ☎096-232-9331
5	交通安全教室	大津地区交通安全協会	事務局 ☎096-294-4110

希望する講座がない場合でも、実施できる場合があります。気軽にお問い合わせください。